相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金三丁目一九番地、最後の住所埼玉県蕨市錦町四丁目七番一五号　錦町四丁目住宅一〇二号

被相続人　亡　伊藤　滋夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目五〇番地　まつかめビル四階

相続財産管理人　弁護士　眞中　忠治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区和田一丁目二七番地、最後の住所東京都世田谷区尾山台一丁目一五番一四号富士マンションA棟二〇一号

被相続人　亡　小島　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区白山一丁目四四番地、最後の住所東京都板橋区四葉一丁目二五番一六号ドミール藤久一〇二

被相続人　亡　星野　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区池尻二丁目四一二番地、最後の住所東京都世田谷区池尻二丁目三一番一七号

被相続人　亡　有馬　和枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市森野三丁目七一〇番地三、最後の住所神奈川県厚木市上依知一二九七番地一一　一〇二　被相続人　亡　酒井　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区高島平二丁目三三番、最後の住所東京都板橋区徳丸三丁目三八番一九号プラチナ・シニアホーム板橋徳丸

被相続人　亡　牧野二三子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区萩中二丁目一九五番地、最後の住所東京都大田区池上一丁目一六番二九号グリーンハイツT・S二〇三

被相続人　亡　天野　史雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

事務所東京都中央区八重洲二丁目八番七号福岡ビル六階石嵜・山中総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山中　健児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区萩中二丁目一九五番地、最後の住所東京都大田区池上一丁目一六番二九号グリーンハイツT・S二〇三

被相続人　亡　天野　史雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

神奈川県小田原市栄町二―九―一〇ナイス小田原ビル四〇二

相続財産管理人　弁護士　瀬戸　崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市磯子区森六丁目九九三番地、最後の住所横浜市磯子区森六丁目八番一三号

被相続人　亡　上倉　重之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

横浜市中区南仲通三―二六　カーニープレイス横浜関内七階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区立花四丁目五四番地、最後の住所横浜市緑区白山四丁目二番一〇号

被相続人　亡　安部　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

横浜市中区本町二―一九　弁護士ビル六階

相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市本町三丁目一〇七一番地、最後の住所新潟県新発田市本町三丁目五番一六号　被相続人　亡　新保　ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

事務所新潟県新発田市中央町四―二―六　弁護士法人新潟第一法律事務所新発田事務所　相続財産管理人　弁護士　塩谷　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市鍋谷町ツ七六番地、最後の住所石川県能美市下ノ江町九〇番地

被相続人　亡　東出　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

石川県小松市芦田町二丁目一八番地

相続財産管理人　司法書士　潮津　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所長野県駒ヶ根市赤穂一四四二一番地特別養護老人ホームエーデルこまがね　被相続人　亡（通称）昭和　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

事務所長野県伊那市山寺二五一番地

相続財産管理人司法書士　熊谷　健

第61期決算公告

平成24年9月5日　香川県丸亀市中津町1676番地

株式会社伏見製薬所

代表取締役社長　伏見　豊

貸借対照表の要旨　（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,951,824	流動負債	2,385,924
固定資産	5,167,053	（賞与引当金）	(50,000)
		固定負債	1,496,617
		（退職給与引当金）	(20,000)
		負債合計	**3,882,541**
		株主資本	5,236,336
		資本金	100,000
		利益剰余金	5,136,336
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,111,336
		（うち当期純利益）	(49,565)
		純資産合計	**5,236,336**
資産合計	**9,118,877**	**負債・純資産合計**	**9,118,877**